

販路開拓支援事業助成金交付要領

(趣 旨)

第1条 この要領は、あきた食品振興プラザ（以下、「プラザ」という）が行う販路開拓支援事業助成金（以下「助成金」という。）の交付について、必要な事項を定めるものとする。

(目 的)

第2条 助成金は、プラザが1号会員及び2号会員の販路拡大を目的とした展示会及び見本市等（以下「展示会」という。）への出展を支援することを目的とする。

(展示会)

第3条 助成金の対象となる展示会は、日本国内で開催されるものとする。

(助成対象経費)

第4条 助成金の対象となる経費は、展示会出展費用（コマ代・ブース代）とする。

(助成金額)

第5条 助成金額は、1事業者あたり10,000円以内とする。

(助成事業の実施期間)

第6条 助成対象事業の実施期間は、募集開始の日から当該年度の3月15日までとする。

(申請書類の提出)

第7条 本助成金に申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、別に定める期間までに「販路開拓支援事業助成金申請書」（様式1号）をプラザに提出しなければならない。

- (1) 出展展示会の概要がわかる書類（開催概要等）
- (2) その他会長が必要と認める書類

(助成対象事業の審査)

第8条 プラザは、前条に規定する販路開拓支援事業助成金申請書の提出があった場合には、役員会に諮り、採択の可否を決定するものとする。また、申請者が予算枠を超えたときは、新規の申請者を優先して採択することができる。

2 プラザは、審査会終了後速やかに、申請者に対し採択の可否を「販路開拓支援事業助成金交付決定通知書」（様式第2号）により通知するものとする。

(助成事業の変更、中止又は廃止)

第9条 助成事業者は、助成対象事業を変更、中止又は廃止しようとする場合は、事前にプラザに申出を行い、その承認を受けなければならない。

(交付決定の取り消し等)

第 10 条 プラザは、助成対象事業者が本事業の目的以外の用途に使用したと認めるときは、額の確定の有無に関わらず、助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、既に助成金が交付されているときは、その返還を命ずることができる。

(実績報告書)

第 11 条 助成対象事業者は、助成対象事業が完了したときは、その完了した日から 30 日以内に、「販路開拓支援事業実績報告書」(様式第 3 号)をプラザに提出しなければならない。

2 前項の実績報告書に添付すべき書類は、次の号に掲げるものとする。

(1) 出展結果報告書

(2) 展示会出展費用の請求書・領収書(振込依頼書等)

(助成金の額の確定)

第 12 条 プラザは、前条の規定により助成対象事業の実績報告書の提出を受けたときは、当該報告書の書類を審査し、当該報告書に係る助成対象事業の実施結果が助成金の交付決定の内容に適合すると認めるときは、交付すべき助成金の額を確定し、「販路開拓支援事業助成金確定通知書」(様式第 4 号)により、当該助成対象事業者に通知するものとする。

(助成金の精算払の請求)

第 13 条 助成対象事業者が、精算払を受けようとするときは、「販路開拓支援事業助成金精算払請求書」(様式第 5 号)をプラザに提出しなければならない。

(その他)

第 14 条 この要領に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、当プラザ会長が判断することとする。

2 助成を受けた者は、当プラザが主催する研修会に積極的に参加することとする。

3 助成を受けた者は、商品完成後、プラザが参加する各種イベント等に参加し、積極的な商品 PR に努めることとする。

附則

この要領は、令和 3 年 6 月 25 日から施行する。